

石綿関連規則の改正情報は、ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。
茨城労働局健康安全課

◆建築物等の解体や改修工事に関する事前調査は、必要な知識を有する者(有資格者)が行う必要があります
施行日 令和5年10月から 石綿(アスベスト)関連規制が改正されました。

1. 環境省リーフレット(建築物石綿含有建材調査者等)

<https://www.env.go.jp/air/air/asbestos/index6/%E2%97%8B20210802jigyousya-chousa-kekka.pdf>

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ
**石綿(アスベスト)関連規制が改正
されました**
建築物(建築設備を含む)の解

2. 石綿総合情報ポータルサイトのご案内(石綿に関する様々な情報が掲載されています)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 文字の大きさ - + 厚生労働省ホームページ リンク集 モーファーを入力してのびい 検索
石綿総合情報ポータルサイト サイトマップ

トップ 石綿とは 配布物のご案内

工事の元請業者 建物のオーナー
現場の作業員 工事の発注者
工事を行う事業者 近隣の住民

石綿対策は
“みなさま”に関わる
問題です

3. 解体工事業業者向け周知リーフレット(石綿規則の改正情報が掲載されています)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789008.pdf>

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

■ 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に